

パーソナルサポートセンターと他の支援機関が連携して支援します

しごとや生活に困っている方、まずはご相談ください。相談窓口ではひとりひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員があなたに寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

自立相談支援事業（あなただけの支援プランを作ります）

生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは地域の相談窓口にご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し寄り添いながら自立に向けた支援を行います。



住居確保給付金の支給（家賃相当額を支給します）

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動することなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。



就労準備支援事業（社会、就労への第一歩）

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまく取れない」など、直ちに就労が困難な方に6か月から1年の間、プログラムにそって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。



家計相談支援事業（家計再建に向けた支援）

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期に生活再生を支援します。



一時生活支援事業（一時的な衣食住の支援）

生活に困窮している住居を持たない人に、一定期間内に限り宿泊場所や衣食の提供などを行います。

<相談から支援までの流れ(相談無料・秘密厳守)>

1

まずは地域の相談窓口へ。

各自治体の窓口には配置されている支援員が応対します。何らかの理由で窓口にお越しいただけない場合はご自宅にも訪問します。

2

生活の状況を見つめる。

あなたの生活の困りごとや不安を支援員にお話してください。生活の状況と課題を分析し「自立」に向けて寄り添いながら支援を行います。

3

あなただけの支援プランを。

支援員はあなたの意思を尊重しながら、自立に向けた目標や支援内容を一緒に考え、あなただけの支援プランを一緒に作ります。

4

支援決定・サービス提供。

完成した支援プランは自治体へ交えた関係者の話し合い(支援調整会議)により正式に決定され、その支援プランに基づいて各種サービスが提供されます。

5

定期的なモニタリング。

各種サービスの提供がゴールではありません。あなたの状態や支援の提供状況を支援員が定期的に確認し、支援プラン通りにいかない場合は支援プランを再検討します。

6

真に安定した生活へ。

あなたの困り事が解決されると支援は終了しますが、安定した生活を維持できているか、一定期間、支援員によるフォローアップがなされます。